

議案第 2 号

令和 7 年度以降の宇和島市地域公共交通活性化協議会における規約・規程について

現在開催中の令和 7 年 3 月宇和島市議会定例会において、本協議会を市附属機関から廃止する議案を上程しております。議案可決となった場合におきましては、市附属機関としての本協議会は廃止され、令和 7 年 4 月 1 日付けで「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」）に基づく、法定協議会を設立する予定としています（法定協議会の名称は、現協議会と同じ名称になります）。

法定協議会を運営していくにあたり、必要な規約・規程を作成しましたので、その内容についてご審議いただくものです。

【各種規約・規程】

●宇和島市地域公共交通活性化協議会規約（P 2～4）

協議会で協議する事項及び構成員、その他協議会の運営に関し必要な事項を規定しています。市附属機関としての協議会とは異なり、委員の中から監事 2 名を配置し、業務執行及び会計の監査を実施していただくこととしています。

●宇和島市地域公共交通活性化協議会事務局規程（P 5～6）

事務局（宇和島市企画政策部企画課）所掌する事務内容及び公印等について規定しています。

●宇和島市地域公共交通活性化協議会財務規程（P 7～9）

法定協議会としての通帳を作成し、予算を取り扱うようになることから、財務に関し必要な事項を規定しています。

宇和島市地域公共交通活性化協議会規約（案）

令和 年 月 日制定

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、宇和島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を愛媛県宇和島市曙町1番地に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- （2） 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- （5） 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。

- （1） 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- （2） 一般社団法人愛媛県バス協会の代表
- （3） 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- （4） 南予ハイヤー協議会の代表
- （5） 四国旅客鉄道株式会社の代表
- （6） 道路管理者
- （7） 宇和島警察署の代表
- （8） 住民又は利用者の代表
- （9） 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- （10） 四国運輸局愛媛運輸支局長の指名する者
- （11） 宇和島市観光物産協会の代表
- （12） 宇和島市の職員

(13) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第4条の委員の中から選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査し、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができることとする。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、会議の開催に代えて書面又は持ち回りによる意見の聴取及び議事の決定を行うことができるものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、説明又は助言を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第9条 協議会は、運行に関する申請内容の協議並びに会議の準備及び運営に必要な事項を処理するため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、宇和島市企画政策部企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第12条 会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、宇和島市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する者には、支給しない。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額等は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

宇和島市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

令和 年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、宇和島市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、宇和島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関すること。
- （2） 協議会の資料作成に関すること。
- （3） 協議会の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、宇和島市企画政策部企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、宇和島市企画政策部企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宇和島市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、宇和島市において定められている公印の取扱いの例による。

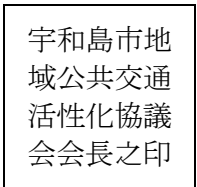
（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
宇和島市地域公共交通活性化協議会会長の印		てん書	24×24	会長名をもって発する文書	1	事務局長

宇和島市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

令和 年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、宇和島市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、宇和島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、宇和島市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって収入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 前会計年度中に確定した収入及び支出に係る行為について、出納上の整理を行なうための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 収入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 支出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（決裁区分）

第5条 財務に関する決裁区分は、別表第3のとおりとする。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、宇和島市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別表第 3（第 5 条関係）

財務に関する決裁区分

項目		決裁者	
		事務局長	会長
(1) 収入に関するもの		○	
(2) 支出に関するもの			
	ア ※1に掲げる定例的なもの	○	
	イ その他		
	A 100 万円未満のもの	○	
	B 100 万円以上のもの		○
※1に掲げる定例的なものは、次に定めるものとする。 ①国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号)の規定による地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金			